

# 高校生の学びを支えます。

大切な  
お知らせ

## 高等学校等就学支援金

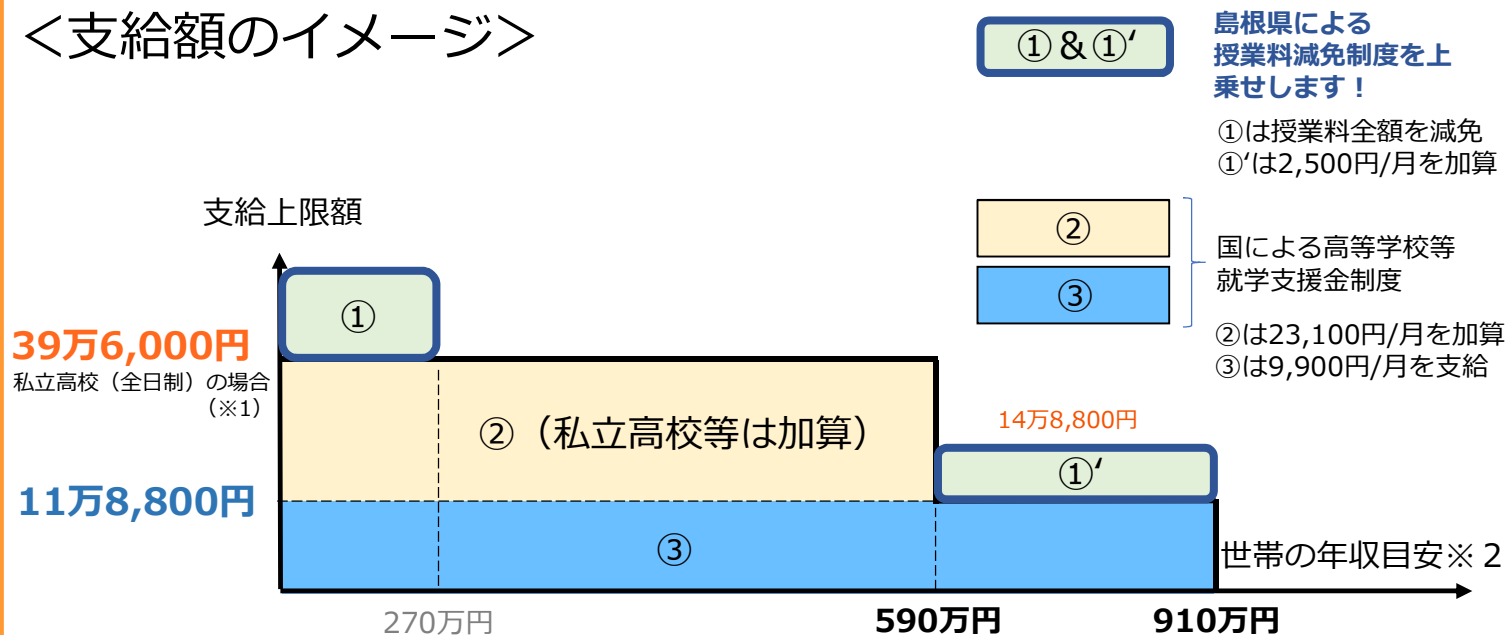
返還不要の授業料支援が受けられます。



**判定基準** (裏面参照) を満たした、日本国内に住所を有する方が対象です。

※ 学校種：高等学校、特別支援学校（高等部）、高等専門学校（1～3年生）、専修学校（高等課程）など

### <支給額のイメージ>



※1 私立高校（通信制）は29万7,000円  
国公立の高等専門学校（1～3年）は23万4600円が支給上限額

※2 両親・高校生・中学生の4人家族で、両親の一方が働いている場合の目安（家族構成別の年収目安は裏面下表参照）

※ 学校により、就学支援金の支給決定までの間、授業料を徴収し、就学支援金相当額を後日還付する場合があります。経済的に困難な家庭への猶予措置等を利用できる場合もあります。詳細は学校へお問い合わせください。

### ～島根県による授業料減免制度（就学支援金制度に上乗せ）～

上記① 道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算額が0円(非課税)の場合 → 支給額：授業料の額と就学支援金の差額

上記①' 就学支援金制度において区分が「加算なし」の場合 → 支給額：30,000円/年（2,500円/月×12）

文部科学省のwebサイトには、  
制度の最新・詳細情報、各都道府県担当連絡先などを掲載しています。

文部科学省

島根県



高校生等への修学支援

検索



## お申込みについて

### (新入生の皆さん)

**入学時の4月**など手続きが必要な時期に学校から案内があります。必ず確認してください。

### (在校生の皆さん)

**収入状況の届出が必要となる7月頃まで**に学校から案内があります。

※原則として、**申請にはマイナンバーが必要**です。

## 対象となる方の判定基準について

次の計算式(両親2人分の合計額)により判定します。

### 【計算式】

**市町村民税の課税標準額×6% - 市町村民税の調整控除の額**

※政令指定都市の場合は、「調整控除の額」に3/4を乗じて計算する。

上記による算出額 < **15万4,500円** → **支給額：最大39万6,000円**

(15万4,500円以上)  
< **30万4,200円** → **支給額：11万8,800円**

※マイナポータル上での項目名  
・課税所得額(課税標準額)  
・市町村民税\_調整控除額

ご自身の課税標準額などはマイナポータルで「わたしの情報」から確認できます。(マイナンバーカードが必要です。)

マイナポータルHP



### (参考) 支援の対象になる世帯の年収目安

	子の人数	11万8,800円の支給	39万6,000円の支給
両親のうち一方が働いている場合	子2人(高校生・高校生) <small>扶養控除対象者が2人の場合</small>	～約950万円	～約640万円
	子2人(大学生・高校生) <small>扶養控除対象者が1人、特定扶養控除対象者が1人の場合</small>	～約960万円	～約650万円
両親共働きの場合	子2人(高校生・中学生以下) <small>扶養控除対象者が1人の場合</small>	～約1,030万円	～約660万円
	子2人(高校生・高校生) <small>扶養控除対象者が2人の場合</small>	～約1,070万円	～約720万円
	子2人(大学生・高校生) <small>扶養控除対象者が1人、特定扶養控除対象者が1人の場合</small>	～約1,090万円	～約740万円

※支給額は、私立高校(全日制)の場合。

※子について、中学生以下は15歳以下、高校生は16～18歳、大学生は19～22歳の場合。

※給与と所得以外の収入はないものとし、両親共働きの場合、両親の収入は同額として計算した場合。

## 家計急変支援制度について

保護者等の負傷・疾病による療養のため勤務できないこと、その他自己の責めに帰することのできない理由による離職など、従前得ていた収入を得ることができない場合に授業料を支援する制度です。家計急変事由が発生した場合、速やかに学校に相談(又は申請)してください。

主な要件

対象となる家計急変事由に該当  
+  
世帯年収が約590万円未満相当まで減少

支給限度額

月額：33,000円  
※公立高校等は  
月額：9,900円

文部科学省家計急変支援制度サイト

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/mushouka/01754.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/01754.html)



## お問合せについて

○ 申請などの手続関係、授業料減免制度の内容や実施の有無、特待制度等について

・・・各学校へお問い合わせください

○ 就学支援金制度の一般的な内容について

・・・島根県総務部総務課私学・県立大学室

〒690-8501 島根県松江市殿町1番地 TEL:0852-22-5018 FAX:0852-22-6168